



TNY India Newsletter

2026/8/15
No.34

CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 2023年デジタル個人データ保護法 ②
- 3 2026年7月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（7月1日～7月31日）
- 4 編集後記

はじめに

本ニュースレターでは、法律・規則等の改正・制定情報や日系企業様に関するインド法の概要を紹介させていただきます。今号では2026年1月号（No. 29）に引き続き、2023年デジタル個人データ保護法についてご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、info@tnygroup.bizまでご連絡頂けると幸いです。

2023年デジタル個人データ保護法（The Digital Personal Data Protection Act, 2023）②

1 概要

インドでは2023年にデジタル個人情報保護法（Digital Personal Data Protection Act, 2023、以下「本法」といいます）が成立しました。これはインドにおける個人情報保護法に関する初の包括的な一般法になります。2025年から段階的に施行されており、2027年5月までに全面的に施行される予定です。また、2025年にデジタル個人情報保護規則（Digital Personal Data Protection Rules, 2025、以下「本規則」といいます）が制定・公示され、本法が定める規制の詳細が具体化されています。

2 適用範囲

本法は、本法は以下の3類型に適用されます。

- ① インド国内で収集されたデジタル形式の個人情報の処理（本法3条(a)(i)）
- ② インド国内で非デジタル形式で収集され、後にデジタル化された個人情報の処理（同条(a)(ii)）
- ③ インド国外で行われる処理であっても、インド国内のデータ主体への商品・サービス提供に関連する場合（同条(b)）

インド国内に拠点を持たない外国企業であっても、インドの消費者を対象にオンラインサービスや商品を提供していれば③の類型に該当するため、本法の適用対象となり得ます。したがって、越境ECサイトやSaaS事業者は、インド市場向け機能を持っている場合には本法の射程に入る可能性があることに注意が必要です。

一方で、個人が完全に私的・家庭内の目的でデータを処理する場合またはデータ主体自身が公開した個人データ、または法令上の義務により公開が義務付けられている個人データの場合には、適用除外となります（同条(c)）。

3 情報処理者

情報処理者（Data Processor）とは、情報受託者に代わって個人情報を処理する者をいいます（本法2条(k)）。情報受託者が第三者に個人情報の処理を委託する場合、当該第三者は情報処理者に該当することになります。たとえば、企業がクラウドサービス事業者にデータの保管・処理を委託する場合、当該クラウドサービス事業者が情報処理者にあたります。

本法は、情報処理者自体に対して独立した法定義務を課すのではなく、情報受託者と情報処理者との間の契約を通じてその責任を規律するという構造を採用しています。そのため、情報処理者は基本的に情報受託者との契約に基づいて行動することになります。

4 情報主体の権利

情報主体には以下の権利が認められています。

- ① いつでも、個人情報の処理に関する同意を撤回できる権利（本法6条(4)）
- ② (a) 情報受託者によって処理されている個人情報の概要、および、当該情報受託者が行った処理内容、(b) 情報受託者から個人情報の提供を受けた他の情報受託者および情報処理者の身元、および、提供された個人情報の概要等に関する情報を取得する権利（本法11条(1)）
- ③ 個人情報の訂正、補完、更新、削除を求める権利（本法12条(1)）
- ④ 情報受託者から苦情申立の手段の提供を受ける権利（本法13条(1)）
- ⑤ 死亡または不能（精神障害または身体の虚弱により個人情報主体の権利を行使できない状態）となった場合に、自己の代わりに権利行使する者を定める権利（本法14条(1)）

5 情報主体の義務

情報主体には、権利だけでなく、以下のような義務が課されています（本法15条(a)～(e)）。

- ① 同法に基づく権利を行使する際に、適用される法令を遵守する義務
- ② 特定の目的のために個人情報を提供する際に、他人に成りすまさない義務
- ③ 国またはその機関が発行する書類、固有の識別子、本人確認書類または住所確認書類のために個人情報を提供する際に、重要な情報を秘匿しない義務
- ④ 情報受託者または個人情報保護委員会に対して、虚偽または軽率な苦情を申し立てない義務
- ⑤ 同法またはこれに基づく規則に基づき、訂正または消去の権利を行使する際に、真正であると確認できる情報のみを提供する義務

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられるおそれがあります。

6 子どもの情報処理

本法は子ども（18歳未満の者）の情報処理について追加の保護規定を設けています。情報を処理するにあたって、子ども、または後見人を有する障害者のデータを処理する前に、親権者・法定後見人の「確認可能な同意（verifiable consent）」を取得する義務があります（本法9条(1)）。親権者等の同意の確認方法として、デジタル・ロッカー（Digi Locker）等の政府が提供する身元確認プラットフォームの利用を含む所定の方法が定められています（本規則10条(2)(C)）。

さらに、子どもの福祉に有害な影響を及ぼすおそれのある情報の処理、（本法9条(2)）、子どもに対する行動追跡・行動監視、およびターゲティング広告は明確に禁止されています（同条(3)）。

7 越境データ移転

インド国外への個人情報の移転（越境データ移転）は、原則として制限されていません。他方で、本法16条(1)は、越境データ移転について、中央政府が指定する国または地域への移転を制限する権限を中央政府に付与しており、いわゆるネガティブリスト方式を採用しています。現時点では、中央政府による移転禁止国・地域の指定はされていません。なお、情報受託者が本法に基づき処理する個人情報は、中央政府が一般命令または特別命令により定める要件を満たすことを条件として、インド領域外に移転することができます（本規則15条）。

8 個人情報侵害の通知

個人情報侵害（personal data breach）とは、個人情報の不正な処理、または偶発的な開示、取得、共有、使用、改変、破壊、もしくは個人情報へのアクセスの喪失であって、個人情報の機密性、完全性または可用性を損なうものと定義されています（本法2条(u））。

情報受託者は、個人情報の侵害を認識した場合、影響を受ける各個人情報主体に対し、そのユーザーアカウントまた情報受託者に登録された通信手段を通じて、遅滞なく通知を行う義務を負います（本法8条(6)、本規則7条(1)）。

通知には以下の内容が含まれている必要があります。

- ① 違反の内容、範囲、発生時期
- ② 違反によって生じる可能性のある結果
- ③ 情報受託者がリスク権限のために実施する措置
- ④ 個人情報主体が自身の利益を守るために講じることのできる対策
- ⑤ 情報受託者の代理として、個人情報主体からの問合せに対応できる者の連絡先

また、個人情報の侵害を認識した場合、情報受託者は個人情報保護委員会に対し、(i) 遅滞なく、違反の内容・性質・範囲・発生時期・発生場所及び想定される影響について通知し、(ii) 違反を認識してから72時間以内に同委員会に報告を行わなければならない72時間以内（または個人情報保護委員会が通知するその他の期間以内）に、個人情報保護委員会に通知する必要があります（本法8条(6)、本規則7条(2)）。

報告通知には、以下の内容が含まれていなければなりません。

- ① 違反の内容、性質、範囲、発生時期、発生場所、想定される影響についての詳細な情報
- ② 違反に至った経緯に関する事実
- ③ リスク権限のために実施または提案された措置
- ④ 違反者に関する調査結果
- ⑤ 再発防止措置
- ⑥ 個人情報保護主体に対する通知状況に関する報告

2026年7月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（7月1日～7月31日）

Issue Date	Title	Issuing Ministry
July 30	Reserve Bank of India (Commercial Banks – Interest Rate on Deposits) Second Amendment Directions, 2026.	Reserve Bank of India
July 14	Master Circular for Merchant Bankers Registered with SEBI	Securities and Exchange Board of India
July 31	Extension of timeline with respect to compliance of digital accessibility circulars	Securities and Exchange Board of India

July 17	Extending facility of creating standing instructions for systematic withdrawal plan/ systematic transfer plan for Mutual funds units held in DEMAT form.	Securities and Exchange Board of India
July 21	Certification requirement for Specialized investment funds	Securities and Exchange Board of India
July 24	Income-tax (Third Amendment) Rules, 2026.	Ministry of Finance
July 08	Gazette Notification of Telecommunications (Radio Equipment Possession Authorisation) Rules, 2026	Ministry of Communications, department of telecommunications
July 20	Telecommunications (Authorisation for Telecommunication Network Rules)	Ministry of Communications, department of telecommunications

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的な取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 契約書をレビューして欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 株券電子化について相談したい
- ✓ BISについて相談したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

インド気象庁（IMD）は毎年、モンスーン（6月～9月）の降雨量を予測し公表しています。今年は、過去50年平均の98%、ほぼ平年並みと予想しています。年間降水量の7～8割がこの時期に集中し、農業大国インドにとっては農作物の収穫を左右する重要な指標となっています。この時期の降雨量は食品価格、さらには金融政策にまで影響を及ぼすことがあります。

本稿は、2026年8月15日現在の情報に基づきます。

TNY Services (India) Private Limited

Address: Unit No. 101, B 36-37, First Floor, IDC,
Mehrauli-Gurgaon Road, Opposite Sector-14,
Gurgaon, Haryana-122001, India

Email: info@tnygroup.biz

Phone: +91 9220808529

URL: <https://india.tny-legal.com>